2019年10月1日から
3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障がい児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

・児童発達支援　　・保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

（具体的な対象者の例）

時　期	対　象　者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障がいのある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障がいのある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

○９月下旬から１０月上旬頃に、新しい受給者証を無償化対象児童のご自宅に郵送します。
○受給者証には、「無償化対象児童（対象期間　令和○年○月○日～令和○年○月○日）」と記載される予定です。
○無償化に伴い、上限管理が不要となる場合は、利用者負担上限額管理加算も対象外となります
○北海道国民健康保険団体連合会への請求方法については、後日、連絡いたします。

問い合わせ先：釧路市　福祉部　障がい福祉課

〒085-8505　釧路市黒金町７－５　市役所防災庁舎３階　23番窓口

電話：0154-31-4537、ファクス：0154-25-3522